

松川村社協ヘルパーステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人松川村社会福祉協議会が開設する松川村社協ヘルパーステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業及び介護予防・日常生活総合支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員その他の従業者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護又は要支援の状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者及び介護予防・日常生活総合支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 松川村社協ヘルパーステーション
- (2) 所在地 長野県北安曇郡松川村5650番地19
(松川村福祉プラザゆうあい館内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2名以上(介護福祉士)
サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 介護福祉士 常勤1名以上
2級課程修了者 5名以上
訪問介護員は、事業の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前0時から午後12時までとする。
- (3) 電話等により、24時間365日常時連絡及び対応が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料金等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該事業が法定代理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
(排せつ介助、体位変換、部分清拭、食事介助、全身入浴介助)
- (2) 家事援助
(掃除、洗濯、調理、買物)
- (3) その他生活等に関する相談及び助言その他要介護者等に必要な日常生活上の世話
- (4) 通院等のための乗車又は降車の介助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、1km当たり40円で精算した額を交通費として徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、松川村、大町市、池田町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(その他運営についての重要事項)

第10条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 訪問介護員等であった者は、訪問介護員等でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は松川村と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成12年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成14年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成16年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 5月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 1月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 2月 1日から施行する。
- この規程は、令和 7年10月 1日から施行する。